

令和三年二月四日付け広島県報（定期）第十号に登載の広島県告示第九十四号（指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

一	四 後ろから	2 立木の伐採の限度	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
一	一三	<p style="text-align: center;">誤</p> <p>(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字小三田山八六〇の二（次の図に示す部分に限る。） (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (三) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">正</p> <p>(一) 主伐は、択伐による。 (二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p>